○国土交通省告示第五百三十三号

首都圏新都市鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限変更の認可申請事案（事案番号令七第四〇〇二号）については、令和七年六月二十六日付け国運審第九号により、運輸審議会から、申請どおり認可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

令和七年七月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

○国土交通省告示第五百三十四号

次の水先免状を無効としたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）第八条の規定により告示する。

令和七年七月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

免状の種類	免状番号	氏名	交付年月日
秋田船川水先区一級水先人水先免状	第四九七九号	佐藤　金光	令和六年七月二十四日

○茨城県公安委員会告示第五十五号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月十六日

茨城県公安委員会委員長　藤川　雅海

特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日茨城県公安委員会告示第五十四号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前

主たる事務所の所在地　大阪府大阪市中央区島之内一丁目十四番十四号

変更後

主たる事務所の所在地　大阪府寝屋川市香里北之町十二番十八号

○岐阜県公安委員会告示第十一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月十六日

岐阜県公安委員会委員長　林　正子

特定抗争指定暴力団等

令和六年八月二日岐阜県公安委員会告示第十一号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前

主たる事務所の所在地　大阪府大阪市中央区島之内一丁目十四番十四号

変更後

主たる事務所の所在地　大阪府寝屋川市香里北之町十二番十八号

○愛知県公安委員会告示第十七号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月十六日

愛知県公安委員会委員長　中尾　友紀

特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日愛知県公安委員会告示第十号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前

主たる事務所の所在地　大阪府大阪市中央区島之内一丁目十四番十四号

変更後

主たる事務所の所在地　大阪府寝屋川市香里北之町十二番十八号

○三重県公安委員会告示第十九号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月十六日

三重県公安委員会委員長　志田　幸雄

特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日三重県公安委員会告示第十六号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前

主たる事務所の所在地　大阪府大阪市中央区島之内一丁目十四番十四号

変更後

主たる事務所の所在地　大阪府寝屋川市香里北之町十二番十八号

○滋賀県公安委員会告示第八十九号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月十六日

滋賀県公安委員会委員長　髙橋　啓子

特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日滋賀県公安委員会告示第七十号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前

主たる事務所の所在地　大阪府大阪市中央区島之内一丁目十四番十四号

変更後

主たる事務所の所在地　大阪府寝屋川市香里北之町十二番十八号

○京都府公安委員会告示第百十二号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月十六日

京都府公安委員会委員長　在田　正秀

特定抗争指定暴力団等

令和六年八月二日京都府公安委員会告示第百三十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前

主たる事務所の所在地　大阪府大阪市中央区島之内一丁目十四番十四号

変更後

主たる事務所の所在地　大阪府寝屋川市香里北之町十二番十八号

○大阪府公安委員会告示第九十一号

次の指定暴力団につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月十六日

大阪府公安委員会委員長　辻内　宏治

変更前

主たる事務所の所在地　大阪府大阪市中央区島之内一丁目十四番十四号

変更後

主たる事務所の所在地　大阪府寝屋川市香里北之町十二番十八号

指定暴力団

令和六年三月十一日大阪府公安委員会告示第十三号に係る指定番号六二二四―一の指定暴力団（絆會）

変更前

主たる事務所の所在地　大阪府大阪市中央区島之内一丁目十四番十四号

変更後

主たる事務所の所在地　大阪府寝屋川市香里北之町十二番十八号

○大阪府公安委員会告示第九十二号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月十六日

大阪府公安委員会委員長　辻内　宏治

特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日大阪府公安委員会告示第六十四号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前

主たる事務所の所在地　大阪府大阪市中央区島之内一丁目十四番十四号

変更後

主たる事務所の所在地　大阪府寝屋川市香里北之町十二番十八号

○兵庫県公安委員会告示第百四十一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月十六日

兵庫県公安委員会委員長　津田　隆雄

特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日兵庫県公安委員会告示第百四十五号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前

主たる事務所の所在地　大阪府大阪市中央区島之内一丁目十四番十四号

変更後

主たる事務所の所在地　大阪府寝屋川市香里北之町十二番十八号